

1

令和3年7月静岡県熱海市土石流災害による被害及び消防機関等の対応状況

(1) 災害の概要

6月末から日本付近に停滞した梅雨前線の影響で、西日本から東北地方の広い範囲で大雨となり、各地で河川氾濫、浸水、土砂崩れ等が発生した。

静岡県熱海市では、降り始めから7月3日までの4日間の総雨量が432.5mmを観測し、平年の7月1か月分の降水量243mmを上回った。気象庁は、7月2日6時29分に大雨警報、同日12時30分に土砂災害警戒情報を発表した。これを受け、熱海市は、同日12時30分に高齢者等避難^{*1}を発令した。その後、7月3日10時30分頃伊豆山地区の住宅地で大規模な土石流が発生したことを受け、熱海市は同日11時05分に緊急安全確保^{*2}を発令した。

この土石流災害については、住民等の死者・行方不明者が27人となるなど甚大な被害が生じた。



被害状況 1



被害状況 2

(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア 政府の主な動き

政府においては、7月3日13時10分に官邸対策室を設置し、関係省庁局長級会議を開催して情報収集や対応の協議を開始した。その後、同日17時00分に関係閣僚会議を開催した。同日17時30分には「令和3年7月1日からの大雨特定災害対策本部^{*3}」を設置し、さらに、5日11時00分に「令和3年7月1日からの大雨非常災害対策本部^{*4}」を設置し、7月30日までの間に関係閣僚会議を2回、特定災害対策本部会議を2回、非常災害対策本部会議を3回開催した（特集1-1表）。

特集1-1表 政府の主な動き

日付	時刻	本部設置、本部会議開催等
7月1日	12時30分	関係省庁災害警戒会議
7月3日	13時10分	官邸対策室設置
7月3日	14時00分	関係省庁局長級会議（第1回）
7月3日	17時00分	7月1日からの大雨に関する関係閣僚会議（第1回）
7月3日	17時30分	令和3年7月1日からの大雨特定災害対策本部設置
7月3日	19時00分	令和3年7月1日からの大雨特定災害対策本部会議（第1回）
7月4日	9時00分	関係省庁局長級会議（第2回）
7月4日	11時00分	7月1日からの大雨に関する関係閣僚会議（第2回）
7月5日	9時00分	関係省庁局長級会議（第3回）
7月5日	10時30分	令和3年7月1日からの大雨特定災害対策本部会議（第2回）
7月5日	11時00分	令和3年7月1日からの大雨非常災害対策本部設置
7月5日	11時30分	令和3年7月1日からの大雨非常災害対策本部会議（第1回）
7月9日	12時30分	関係省庁局長級会議（第4回）
7月9日	14時00分	令和3年7月1日からの大雨非常災害対策本部会議（第2回）
7月10日	7時30分	関係省庁局長級会議（第5回）
7月12日	—	内閣総理大臣が熱海市を訪問し、被災現場を視察
7月30日	10時25分	令和3年7月1日からの大雨非常災害対策本部会議（第3回）
8月31日	—	「令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害」を激甚災害に指定（8月31日閣議決定、9月3日公布、施行）

*1 高齢者等避難：災害対策基本法第56条第2項の規定に基づくもの。第2章第9節第2-9-1図を参考にされたい。
 *2 緊急安全確保：災害対策基本法第60条第3項の規定に基づくもの。第2章第9節第2-9-1図を参考にされたい。
 *3 特定災害対策本部：第2章第9節第2-9-2図を参考にされたい。
 *4 非常災害対策本部：第2章第9節第2-9-2図を参考にされたい。

イ 消防庁の対応

消防庁においては、7月1日、伊豆諸島で線状降水帯が発生したとの気象情報を受け、災害対策室を設置（第1次応急体制）し、都道府県、指定都市に対して「梅雨前線による大雨についての警戒情報」により警戒を呼びかけた。その後、7月3日の熱海市土石流災害発生に伴い、同日12時45分に第2次応急体制、さらに、同日13時10分には官邸対策室の設置と同時に消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部に改組（第3次応急体制）し、全庁を挙げて災害対応に当たった。

緊急消防援助隊については、同日13時30分に静岡県から消防庁長官に対する出動の要請を受け、直ちに統括指揮支援隊（横浜市消防局）、指揮支援隊（静岡市消防局）、都県大隊（東京都、神奈川県）に対し出動を求めた。同日以降、隊の交代にあわせ7県に対して出動を指示した（発災当初、消防庁長官の求めによる出動としていたところ、その後、7月3日特定災害対策本部、同月5日非常災害対策本部が設置されるなど被害の甚大さが判明したことから、消防庁長官の指示によるものとした。「オ 緊急消防援助隊の活動」を参照）。

あわせて、被災自治体の支援や情報収集のため、7月3日以降、静岡県、熱海市役所及び熱海市消防本部に対し、27日間にわたり計42人の消防庁職員を派遣した。派遣された職員は、熱海市による被害規模の把握や救助・捜索活動の方針策定などの発災直後の応急対策を支援したほか、緊急消防援助隊の安全、円滑な活動のため、安全管理、警察・自衛隊等の他機関を含めた活動調整等を行った（特集1-2表）。

特集1-2表 消防庁の対応

日付	時刻	本部設置等
7月1日	8時59分	応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）
7月1日	12時30分	関係省庁災害警戒会議に応急対策室長が出席
7月1日	13時45分	都道府県、指定都市に対し「梅雨前線による大雨についての警戒情報」発出
7月3日	12時45分	国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部に改組（第2次応急体制）
7月3日	13時10分	消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部に改組（第3次応急体制）
7月3日	14時50分	消防庁職員、消防研究センター職員を熱海市役所及び熱海市消防本部に派遣
7月8日	10時20分	消防庁職員を静岡県災害対策本部に派遣
7月17日	—	総務大臣及び消防庁長官が熱海市被災現場を視察

ウ 熱海市災害対策本部等の動き

発災当初、土石流に巻き込まれた方の人数把握が困難であったため、熱海市災害対策本部は消防庁や消防研究センターとも連携し、ドローン映像等も活用して被災エリアを確定するとともに、住民基本台帳などの住民情報も活用し安否不明者名簿を作成した。この名簿をもとに、静岡県災害対策本部では、熱海市、静岡県警とも調整し、広く情報を募るための氏名公表、寄せられた情報をもとにした安否不明者の絞り込みを行い、救助・捜索活動に活用した。

このほか、静岡県は、熱海市に対して災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用を決定した。

エ 消防機関の活動

被災現場は、土石流による泥や倒壊家屋のがれき等の堆積物に覆われ極めて困難な状況であったが、消防（地元消防本部、県内消防本部からの応援隊及び緊急消防援助隊）は警察、自衛隊、海上保安庁等と一体となり、救助活動、行方不明者の捜索などを懸命に行った。

また、地元消防団は、発災後の住民の避難誘導に加え、現場周辺の交通整理や夜間警戒等を実施した。

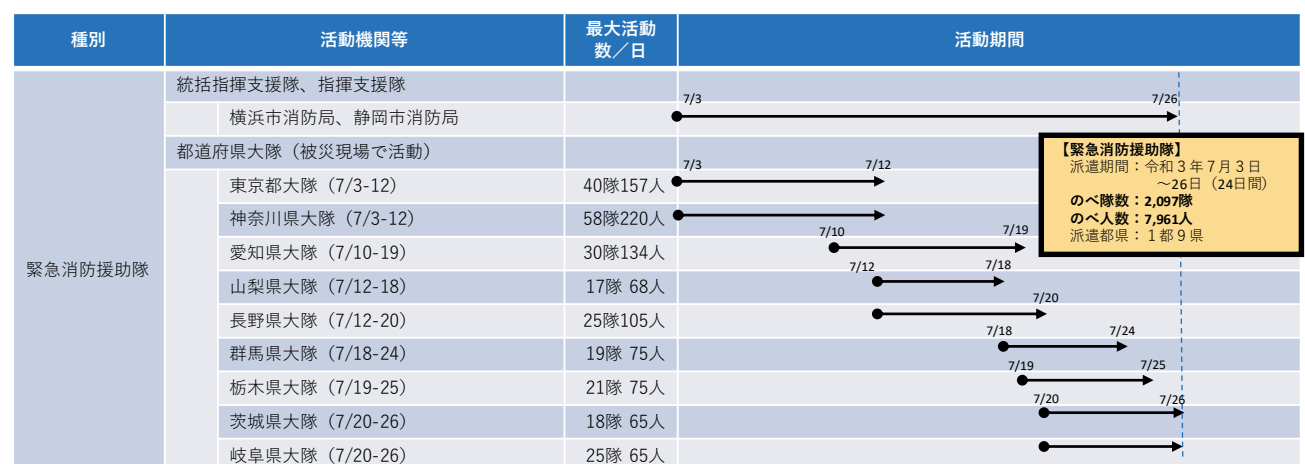
オ 緊急消防援助隊の活動

7月3日以降、消防庁長官から出動の求め^{*5}又は指示^{*6}を受けた10都県の緊急消防援助隊は、順次出動し26日まで活動した（特集1-3表）。

*5 消防庁長官による出動の求め：消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条第1項、第2項又は第4項の規定に基づき、消防庁長官から災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県知事又は当該災害発生市町村以外の市町村長に対し緊急消防援助隊の出動のための必要な措置を求めること。

*6 消防庁長官による出動の指示：消防組織法第44条第5項の規定に基づき、消防庁長官から災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県知事又は当該都道府県内の市町村長に対し緊急消防援助隊の出動のための必要な措置を指示すること。

静岡県熱海市土石流災害における活動状況



統括指揮支援隊（横浜市消防局）は、静岡県消防応援活動調整本部において、静岡県、静岡県内消防本部及び消防庁派遣職員のほか、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT*7等の関係機関と連携し、被害情報の収集・整理、緊急消防援助隊の活動管理等を行った。

指揮支援隊（静岡市消防局）は、熱海市消防本部において、熱海市長及び消防長を補佐するとともに被害情報の収集・整理を行い、消防庁派遣職員のほか、警察、自衛隊、海上保安庁等の関係機関と連携し、熱海市に派遣された大隊の活動管理等を行った。

各都県大隊（東京都、神奈川県、愛知県、山梨県、長野県、群馬県、栃木県、茨城県、岐阜県）は、県内応援隊や警察・自衛隊等と連携の下広範囲に堆積した土石流による泥や倒壊家屋のがれき等を除去しながら安否不明者の救助活動を実施した。当初は、被災地域の道路が堆積物に覆われていたため重機等の進入が困難であり、人力によるがれき等の除去を行いながらの活動となったが、県内応援隊等と連携の下7月5日までの間、32人を救出した。その後、道路啓開が進むにつれ、大隊の保有する重機による救助活動も徐々に行われ、安否不明者（行方不明者）の住居付近等に捜索箇所を重点化するなど活動の効率化も図られ、26日の活動終了までにさらに17人（総計49人）の要救助者を発見、救出した。また、ドローンを活用した上空からの情報収集を積極的に行い、被災エリアの明確化、効果的な活動方針

の策定に役立てた。これらの映像情報は、映像伝送装置を使用した伝送により、現地の活動隊だけでなく消防庁及び静岡県庁にも情報共有された。

熱海市に出勤した緊急消防援助隊は、7月3日から26日までの24日間にわたり活動し、出勤隊の総数*8は、815隊、3,099人（延べ活動数*92,097隊、7,961人）となった。（特集1-1図）

今回の災害現場では、大量かつ広範囲の泥やがれきの除去作業が必要となり、多くの隊員が長期にわたり活動することとなったため、通常の救助工作車に加え、消防庁が無償使用車両として配備している重機、拠点機能形成車等が活用された。

カ 災害後の消防庁の対応

（ア）被害規模の迅速な把握

熱海市土石流災害では、発災当初、土石流による被害状況の正確な把握が困難であったが、ドローン映像等を活用した被災エリアの確定、住民情報等との突合による安否不明者名簿の作成、広く情報を募るための名簿公表等を経て、安否不明者の絞り込み特定を行った。

こうした取組は早期の被害規模把握、救助活動の効率化・重点化に有効であり、今後の同様の災害発生時においても活用すべく、消防庁においては、被害状況の迅速な把握のための取組をガイドラインとして取りまとめ提示できるよう、検討を進めてい

*7 DMAT：災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームで、医師、看護師及び業務調整員で構成される。
 *8 出勤隊の総数：出勤した隊数・隊員数の実総数
 *9 延べ活動数：日毎の活動した隊数・隊員数を活動期間中累計した数

るところである。

なお、安否不明者の氏名等公表については、氏名等の公表を行うに当たっての留意事項を周知すべく、内閣府と連携し「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」（令和3年9月16日付け通知）を各都道府県防災主管部長に対して発出した。

（イ）救助・捜索活動

熱海市土石流災害の救助・捜索活動では、多量の土石が堆積するなど困難な状況のなかで、これに対応した様々な資機材の活用、県内及び緊急消防援助隊の消防機関や自衛隊等の関係機関との効果的な連携など、今後の災害対応にも参考となる取組が見られた。

これを受け、消防庁は、日本各地で起こり得る土石災害・風水害時の救助活動の参考とするべく、「熱海市土石流災害における救助活動事例（奏功事例）等の周知について」（令和3年8月31日付け通知）を発出し、各都道府県消防防災主管部長に対して救

助活動の奏功事例等を周知するとともに、これまでの実災害や訓練等で得られた教訓や地域の特性等も踏まえ、土石災害時における救助活動の充実、関係機関との連携の強化を図るよう要請した。

今後、本災害を受けて、多数の応援部隊を得て活動する際の活動方針策定など地元消防本部への指揮支援、また、警察・自衛隊といった関係機関との活動調整等について、より効果的な方策を検討していく予定である。

（ウ）資機材・車両の整備

熱海市土石流災害の救助・捜索活動では、ドローン映像や狭隘・急傾斜の被災現場で活動可能な小型救助車が有効に活用されたことから、消防庁では、今後の災害に備え、空撮した写真から地図画像を作成できる情報収集活動用ハイスペックドローン、登坂能力・資機材搬送能力に優れた小型救助車の配備等を進めることとしている。

特集 1-1 図 静岡県熱海市土石流災害における緊急消防援助隊の活動状況

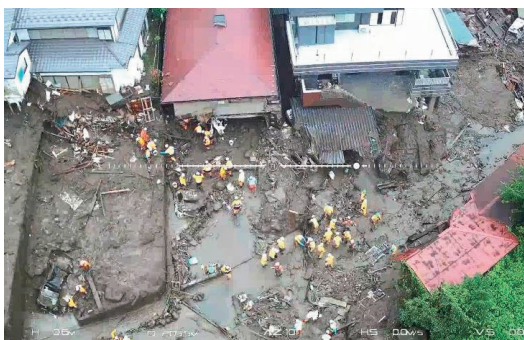




搜索活動状況



現地合同調整本部会議の様子



搜索活動状況（ドローンにより撮影）
（静岡県内応援隊提供）



救出活動状況
（神奈川県大隊提供）



資機材・隊員除染作業状況
（愛知県大隊提供）



重機を活用した搜索活動状況
（静岡県消防防災航空隊提供）



DPA T^{*10}によるメンタルヘルスに関する
レクチャーを受けている様子
（愛知県大隊提供）



宿営活動状況
（静岡県消防防災航空隊提供）

*10 DPA T：自然災害や多数傷病者発生災害による災害ストレス等により発生する精神的問題に対し、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チームで、精神科医師、看護師、業務調整員で構成される。

2

令和3年8月11日から大雨による被害及び消防機関等の対応状況

(1) 災害の概要

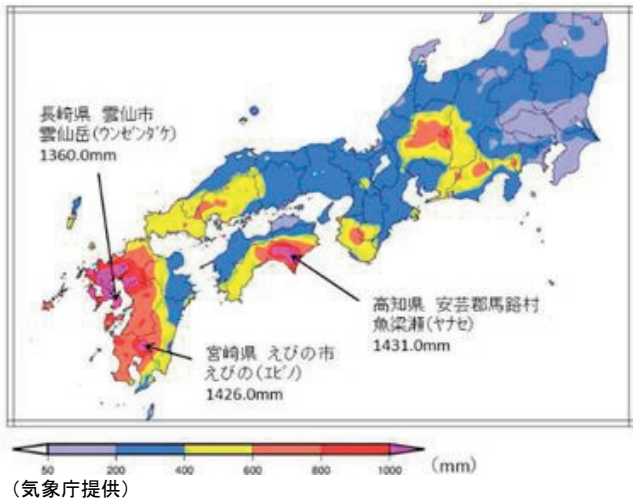
ア 気象の状況

8月11日から21日にかけて、日本付近に停滞した前線に暖かく湿った空気が断続的に流れ込んだ影響で前線の活動が活発となり、西日本から東日本の広い範囲にかけて大雨となった。

特に、8月12日から14日は九州北部地方及び中国地方で線状降水帯による非常に激しい雨や猛烈な雨が降り続き、気象庁は、8月13日8時45分に広島県、14日2時15分から15時25分にかけて佐賀県、長崎県、福岡県、広島県に大雨特別警報を発表し、災害による命の危険が迫っているとして直ちに身の安全を守る行動をとるよう呼びかけた。

降り始めからの総降水量(8月11日から26日まで)が高知県や宮崎県において1,400mmを超える地点を観測するなど、記録的な大雨となった(特集1-2図)。

特集1-2図 降水量の分布図(期間:8月11日~26日)



イ 被害の状況

この記録的な大雨により、各地で河川の増水、低地の浸水が見られるなど、西日本から東日本の広い範囲で被害が発生した。特に佐賀県では、六角川の氾濫により武雄市から大町町にかけて広範囲にわたり住家の浸水被害が発生したほか、長野県岡谷市や長崎県雲仙市では土砂崩れ等に住家が巻き込まれる被害が発生した。

これにより、長野県で3人、広島県で3人、長崎県で5人の方が亡くなるなど死者13人、負傷者16人の人的被害が発生した。

住家被害については、福岡県で3,288棟、佐賀県で3,275棟の住家が浸水するなど、計8,203棟の被害が生じた(令和3年11月16日現在)。

(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア 政府の主な動き

政府においては、8月12日に関係省庁災害警戒会議を開催し、各省庁の初動体制を確認し、自治体や国民に対し大雨への警戒を呼びかけた。8月13日以降、相次ぐ大雨特別警報の発表を受け、災害発生の可能性が高まったことから8月13日9時30分に関係省庁局長級会議を開催し、同日9時50分に官邸対策室に改組した。その後、同日11時30分に内閣府特命担当大臣(防災)を本部長とする「令和3年8月の大雨特定災害対策本部」を設置し、災害応急対策に加え、自治体や国民への災害に対する警戒の働きかけを強化した。その後、8月24日までの間に、関係閣僚会議を2回、特定災害対策本部会議を9回開催した(特集1-4表)。

特集1-4表 政府の主な動き

日付	時刻	本部設置、本部会議開催等
8月12日	11時00分	関係省庁災害警戒会議
8月12日	11時00分	情報連絡室設置
8月13日	9時30分	関係省庁局長級会議(第1回)
8月13日	9時50分	官邸対策室に改組
8月13日	11時00分	8月11日からの大雨に関する関係閣僚会議(第1回)
8月13日	11時30分	令和3年8月の大雨特定災害対策本部設置
8月13日	15時00分	令和3年8月の大雨特定災害対策本部会議(第1回)
8月14日	6時15分	関係省庁局長級会議(第2回)
8月14日	10時30分	令和3年8月の大雨特定災害対策本部会議(第2回)
8月15日	10時30分	令和3年8月の大雨特定災害対策本部会議(第3回)
8月15日	13時00分	関係省庁局長級会議(第3回)
8月15日	14時30分	8月の大雨に関する関係閣僚会議(第2回)
8月16日	11時30分	令和3年8月の大雨特定災害対策本部会議(第4回)
8月17日	11時00分	令和3年8月の大雨特定災害対策本部会議(第5回)
8月18日	11時00分	令和3年8月の大雨特定災害対策本部会議(第6回)
8月19日	11時00分	令和3年8月の大雨特定災害対策本部会議(第7回)
8月20日	13時30分	令和3年8月の大雨特定災害対策本部会議(第8回)
8月24日	11時00分	令和3年8月の大雨特定災害対策本部会議(第9回)
9月28日	—	「令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」を激甚災害に指定(9月28日閣議決定、10月1日公布、施行)

イ 消防庁の対応

消防庁においては、令和3年8月12日11時00分に消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)し、都道府県、指定都市に対し「前線による大雨についての警戒情報」により警戒を呼びかけた。

広島県に大雨特別警報が発表された13日には、9時50分に官邸対策室が設置されると同時に、消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部に改組(第3次応急体制)し、全庁を挙げて災害対応に当たった。また、同日「災害時におけるドローンの活用について」(令和3年8月13日付け事務連絡)を發出し、ヘリコプターやドローンを活用した早期の被害状況の把握を要請した(特集1-5表)。

特集1-5表 消防庁の対応

日付	時刻	本部設置等
8月12日	11時00分	応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)
8月12日	11時51分	都道府県、指定都市に対し「前線による大雨についての警戒情報」發出
8月13日	8時45分	国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部に改組(第2次応急体制)
8月13日	8時54分	大雨特別警報が発表された広島県に対し適切な対応及び被害報告について要請
8月13日	9時50分	消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部に改組(第3次応急体制)
8月13日	15時18分	都道府県に対し「災害時におけるドローンの活用について」發出
8月14日	2時16分	大雨特別警報が発表された佐賀県、長崎県に対し適切な対応及び被害報告について要請
8月14日	5時50分	大雨特別警報が発表された福岡県に対し適切な対応及び被害報告について要請
8月14日	7時15分	杵藤地区広域市町村圏組合消防本部において、令和元年に危険物流出事故が発生した事業所に対する注意喚起等を指導済みであることを確認
8月15日	15時40分	都道府県に対し、一時的に雨の弱まった地域においても厳重な警戒、適時的確な避難情報の発令や継続の必要性に留意の上、対応するよう要請
8月24日	—	総務大臣及び消防庁長官が福岡県、佐賀県の被災現場を視察

ウ 被災自治体の対応

この大雨により、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、鳥取県、島根県、広島県、福岡県、佐賀県及び長崎県の10県に災害対策本部が設置された。

また、被災市町村では、住民に対し家屋の浸水や土砂災害への警戒を促すとともに、土砂災害警戒情報や大雨特別警報の発表等に伴い、避難指示や緊急安全確保を発令し、早期の避難や安全の確保を呼び掛けた。

このほか、甚大な被害が発生した6県では、21市町村に対し災害救助法の適用を決定した。

エ 消防機関の活動

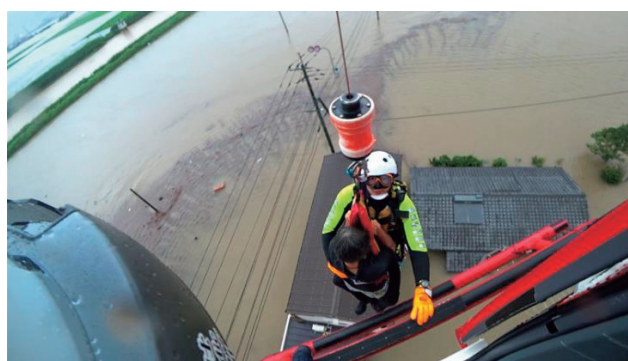
(ア) 消防本部

甚大な被害に見舞われた地域を管轄する消防本部では、多数の119番通報が入電し、直ちに救助・救急活動等に当たったが、河川の氾濫等による浸水や土砂崩れ等による道路通行止めなどにより被災現場にすぐに近づくことができず、その活動は困難を極めた。

これらの地域では地元消防本部が消防団等と協力し、住民の避難誘導、救命ボートや消防防災ヘリコプターを活用した救助活動、情報収集、行方不明者の捜索などを懸命に行った。広範にわたる浸水被害が発生した佐賀県では、消防防災ヘリコプターによる孤立住民の救助活動と県内応援隊による救助活動、情報収集が実施された。



土砂の中の捜索・救助活動(雲仙市)
(長崎県県央地域広域市町村圏組合消防本部提供)



ヘリコプターによる孤立住民の救助活動
(武雄市橋町)
(佐賀県防災航空隊提供)

(イ) 消防団

福岡県や佐賀県内の市町村をはじめ、甚大な被害に見舞われた多くの市町村において、消防団は、大雨に備え、危険箇所の巡視・警戒や広報車を活用した早期避難の呼び掛け、住民の避難誘導等を実施し

た。

また、発災後においても、消防団は、ボートによる救助活動を行ったほか、がれきや土砂の撤去、ポンプによる排水活動等を長期間にわたり実施した。



消防団員による救助活動
(久留米市消防団提供)

3

栃木県足利市林野火災による被害及び消防機関等の対応状況

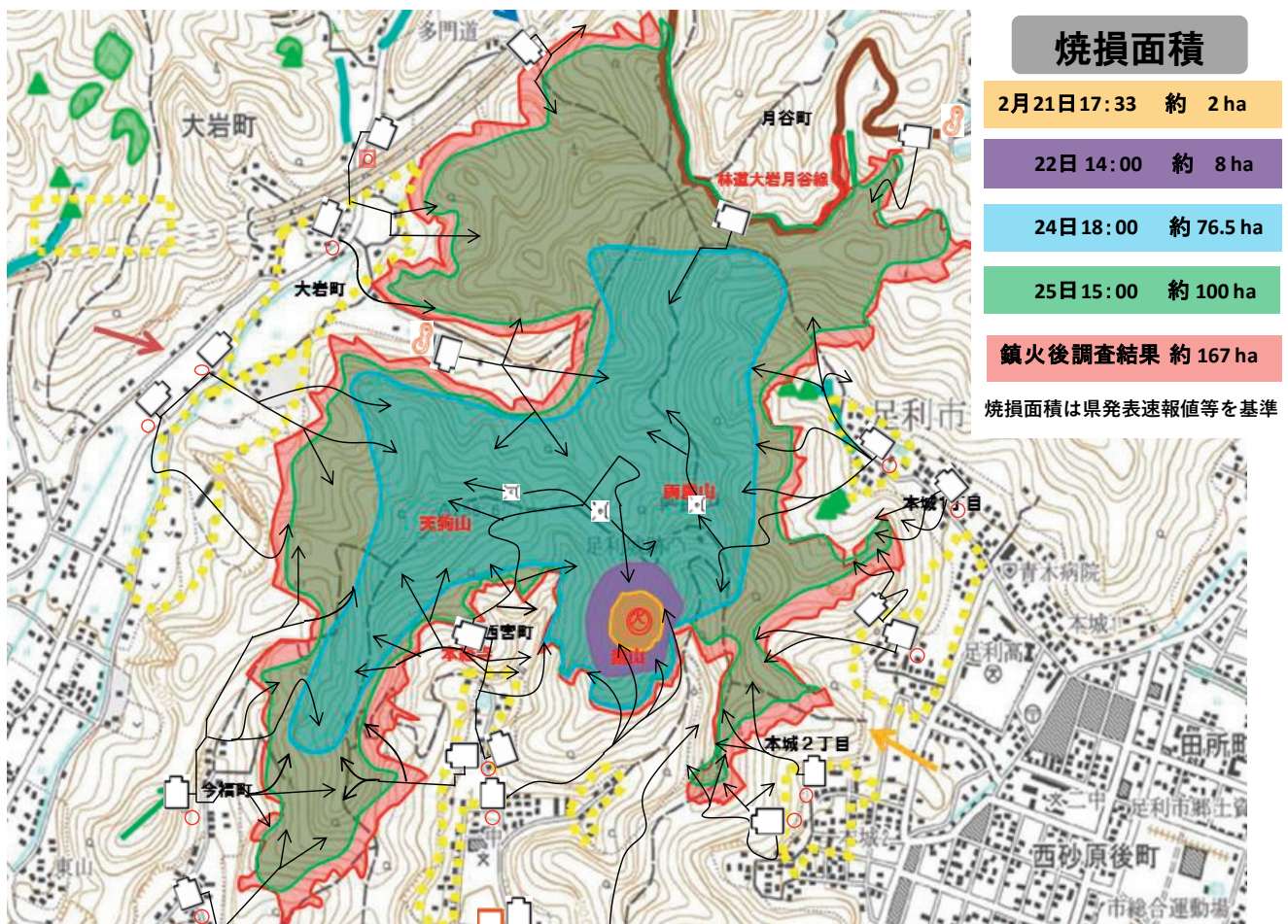
(1) 災害の概要

ア 火災の概要

令和3年2月21日15時20分頃、栃木県足利市西宮町地内にある両崖山山頂付近の山林(通称「紫山」)から出火した。管轄の足利市消防本部は同日の15時36分に覚知し消火活動に当たったが、強風注意報が発表された23日以降、両崖山及び隣り合う天狗山を含めた広範囲な山林に急激に延焼拡大した。この状況を受け、県内外から応援隊、緊急消防援助隊による部隊増強が行われ、地上消火隊、空中消火隊による連携した活動の結果、最終的に私有林約167haを焼損したものの、人的被害、住居被害は発生しなかった。(特集1-3図)

鎮圧時刻は3月1日16時、鎮火時刻は3月15日15時である。発生から鎮火まで時間を要したことや、住宅街の近くまで延焼が広がり、市内住民に避難勧告が出されたこともあり全国的に注目を集めた。

特集1-3図 地上消火活動の実績



イ 地域の特性

火災発生場所の両崖山は標高 251 メートルと比較的低い山であるが、斜面が急勾配で消火活動は困難を極めた。堆積していた多量の落ち葉を介して延焼したため、多くの人員や水量が必要となった。

ウ 気象の状況

広く冬型の気圧配置となった影響で、栃木県では空気が乾燥した状態が続き、断続的に風が強くなるなど、火災が発生しやすい気象状況となっていた。出火時の天候は晴れ、実効湿度 54.8%、平均風速毎秒 3.9 メートル、気温 22.3 度、最終降雨日から 6 日が経過していた。(観測値は足利市河南消防署南分署における観測結果に基づく)

エ 出火原因

足利市消防本部によると、出火箇所は両崖山から天狗山に通じるハイキングコース途中の休憩所付近であり、出火当日、たばこを吸うハイカーが目撃されていることや原因調査時にたばこの吸い殻が確認されたことからたばこの不始末によるものと推定されている。

(2) 消防機関等の活動

ア 消防庁の対応

消防庁は発災当初から情報収集を開始するとともに、2月24日6時30分には消防庁災害対策室を設置、同日11時には第2次応急体制、さらに翌日13時45分には消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部に改組(第3次応急体制)した。

また、被災自治体の支援や情報収集のため、24日以降、栃木県及び足利市に対し、6日間にわたり延べ39人の消防庁職員を派遣した。派遣された職員は、被害規模の把握の支援のほか、指揮の支援、消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターで構成される空中消火隊と陸上部隊との調整、緊急消防援助隊の円滑な活動調整や安全管理などを行った。

イ 足利市災害対策本部等の動き

足利市は、2月22日10時00分に災害対策本部を設置するとともに、周辺住宅地において最大305世帯610人に避難勧告を発令した。

栃木県は、2月24日9時40分に災害警戒本部を設置した。

ウ 消防機関の活動

2月21日、火災を覚知した足利市消防本部は、市街地の消火栓から取水し、両崖山山頂付近の火元を北側から消火に当たった。22日には南側からもホースを延長して火元を挟み込む態勢をとり、到着した消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターと連携した消火活動を行った。23日の延焼拡大を踏まえ、24日には相互応援協定に基づく県内外からの応援(栃木県内11隊、群馬県内4隊)を得て、広大な延焼範囲を包囲する態勢を整え、住宅地への延焼阻止に当たった。

栃木県消防防災航空隊はヘリベース、フォワードベースの運用、空中消火及び情報収集活動に当たった。

茨城県及び埼玉県の消防防災ヘリコプターは、栃木県との航空消防防災相互応援協定に基づき出場し、空中消火活動に当たった。

足利市消防本部は延べ1,015人、足利市消防団は延べ331人が消火活動に当たった。

エ 緊急消防援助隊等の活動

強風により火勢が拡大した2月24日には、栃木県知事からの要請を受けた消防庁長官の広域航空消防応援の要請により出場した山梨県、横浜市消防局、宮城県、茨城県及び埼玉県の消防防災ヘリコプターが空中消火活動、群馬県及び福島県の消防防災航空隊が航空指揮支援活動に当たった。

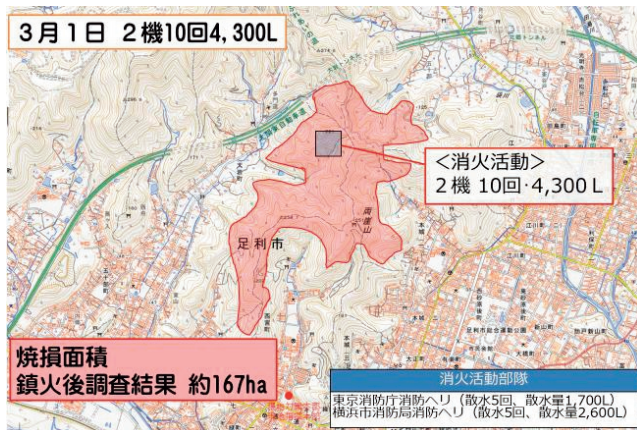
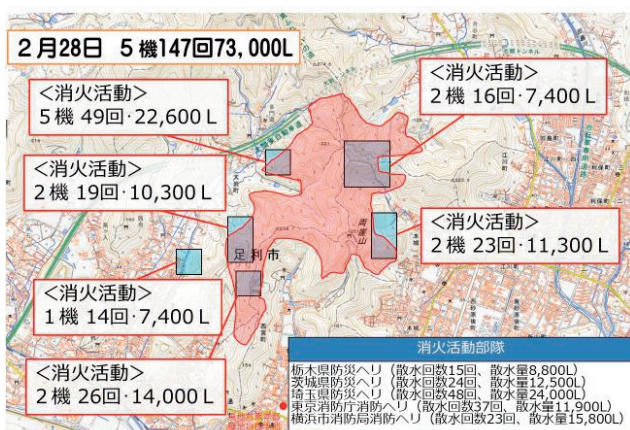
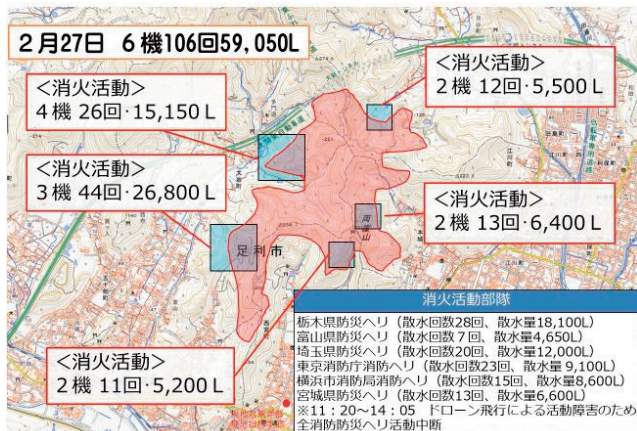
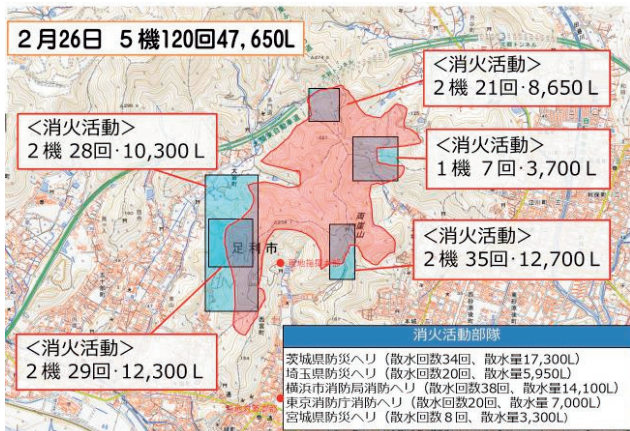
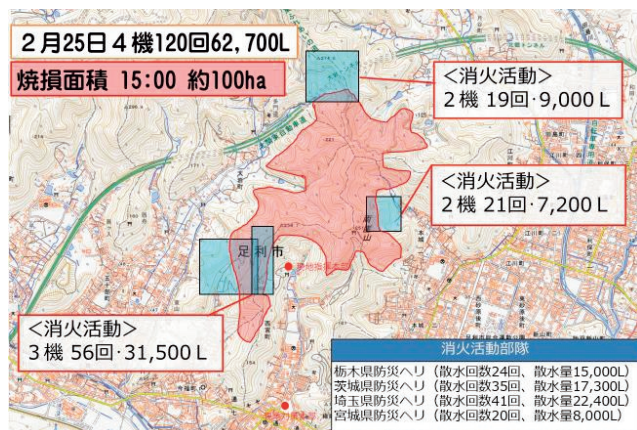
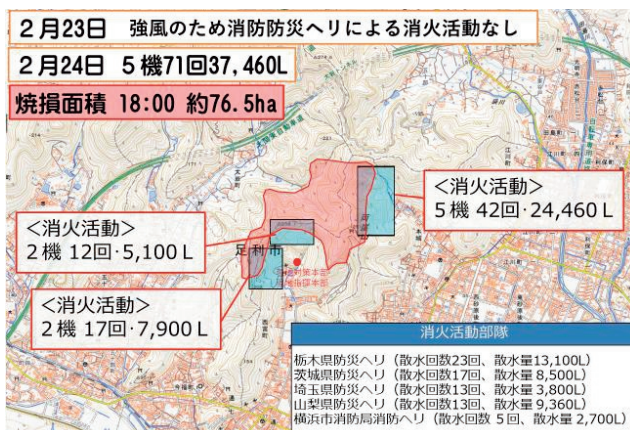
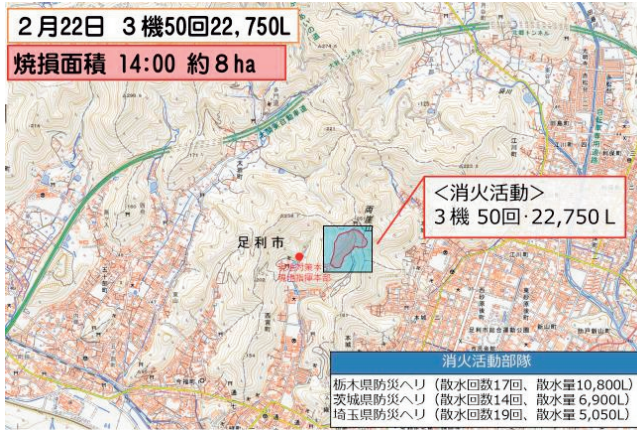
翌25日には、更に火勢が拡大したことから、栃木県知事からの要請を受けた消防庁長官の緊急消防援助隊出動の求めにより、統括指揮支援隊として東京消防庁、航空指揮支援隊として福島県消防防災航空隊が活動した。航空小隊(空中消火及び情報収集)として宮城県、埼玉県、茨城県、横浜市消防局、東京消防庁及び富山県の消防防災ヘリコプターが出動、活動した。

なお空中消火については2月21日から3月1日までの間、栃木県消防防災ヘリコプターほか県外消防防災ヘリコプター7機の応援により30万7,910リットル(626回)の散水が行われた(特集1-4図)。

オ 自衛隊の対応

2月22日に栃木県は自衛隊に空中消火にかかる災害派遣要請を行い、2月22日から3月1日までの間、ヘリコプター部隊(最大CH-47×8機態勢)により200万5,000リットル(401回)の散水が行われた。

特集 1-4 図 消防防災ヘリコプターの消火活動実績



カ 火災後の消防庁の取組

消防庁では本火災を契機に、令和3年度より「より効果的な林野火災の消火に関する検討会」を開催し、林野火災における応援要請のタイミング、指揮

体制の早期確立、陸上部隊・航空部隊との情報共有方法、活動時間・場所の区分けによる連携方法等の検討を行い、今後のより効果的な林野火災の消火活動等に役立てていくこととしている。



両崖山及び天狗山全景
(横浜市消防局提供)



上空から見た延焼状況
(横浜市消防局提供)



延焼状況
(足利市消防本部提供)



消火活動の状況
(足利市消防本部提供)



東京消防庁ヘリコプター空中消火活動
(横浜市消防局提供)



両崖山山頂付近の焼損状況
(足利市消防本部提供)

4

令和2年12月16日からの大雪による被害及び消防機関等の対応状況

(1) 災害の概要

ア 気象の状況

日本付近は令和2年12月14日から21日にかけて強い冬型の気圧配置が続き、この影響で、群馬県みなかみ町（藤原）で期間降雪量（12月14日から21日）291cm、新潟県津南町で278cmを観測するなど、関東地方や北陸地方、東北地方の山地を中心に大雪となった。

イ 被害の状況

この大雪により、群馬県、新潟県内の関越自動車道では、12月16日夕方から車両の立ち往生が発生し、最大で2,000台を超える車両が滞留した。この解消には2日以上を要し、立ち往生した車両内で体調不良を訴えるなど、軽傷4人の人的被害となった。

このほか、電柱の倒壊や倒木により、秋田県、福島県、岐阜県、兵庫県及び鳥取県の5県で孤立地域が発生し、また、北日本から西日本の各地域で停電、断水等ライフラインへの被害や道路の通行止め、鉄道の運休、航空機、船舶の欠航等の交通障害が発生した。

(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア 政府の主な動き

政府においては、12月16日に関係省庁災害警戒会議を開催し、各省庁の初動体制を確認し、自治体や国民に対し大雪への警戒を呼びかけた。翌17日6時55分に情報連絡室を設置し、同日7時45分に官邸対策室に改組した。その後、同日8時27分から関係省庁局長級会議を開催し、同日15時35分から大雪に関する関係閣僚会議を開催した（特集1-6表）。

特集1-6表 政府の主な動き

日付	時刻	本部設置、本部会議開催等
12月16日	13時00分	関係省庁災害警戒会議
12月17日	6時55分	情報連絡室設置
12月17日	7時45分	官邸対策室に改組
12月17日	8時27分	関係省庁局長級会議
12月17日	15時35分	大雪に関する関係閣僚会議

イ 消防庁の対応

消防庁においては、12月16日13時00分に消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、都道府県、指定都市に対し「強い冬型の気圧配置による大雪等についての警戒情報」により警戒を呼びかけた。

また、関越自動車道での車両の立ち往生の発生を受け、情報収集体制の強化、滞留者への支援のため、17日7時45分には、官邸対策室の設置と同時に消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部に改組（第3次応急体制）し、群馬県、新潟県、地元消防本部や関係省庁と連携しながら対応に当たった（特集1-7表）。

特集1-7表 消防庁の対応

日付	時刻	本部設置等
12月16日	13時00分	応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）
12月16日	15時07分	都道府県、指定都市に対し「強い冬型の気圧配置による大雪等についての警戒情報」発出
12月17日	7時45分	消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部に改組（第3次応急体制）
12月18日	18時15分	消防庁職員を新潟県災害対策本部に派遣

ウ 被災自治体の対応

新潟県、鳥取県の2県で災害対策本部が設置された。特に大規模な車両の立ち往生が発生した新潟県では、12月17日に南魚沼市、湯沢町に災害救助法の適用を決定した。また、同日14時26分に自衛隊に災害派遣を要請した。17日から18日にかけてNEXCO東日本、国土交通省、防衛省、警察庁、消防庁と連携して、滞留者への水、物資の配布等の支援、避難者受け入れのためのバス及び宿泊先の確保を実施した。

エ 消防機関の活動

(ア) 消防本部

関越自動車道の車両の立ち往生による体調不良者の増加が心配されたことから、地元消防本部では非番員の招集を行い人員を増強すると同時に、インターチェンジ近くにある消防署へ救急車を集中的に配備するなど、救急要請に速やかに対応できる体制を整備した。

(イ) 消防団

豪雪に見舞われた多くの市町村において、消防団は、消防水利や消防施設周辺の除雪作業に加え、雪崩や落雪への対応、用水路に転落した住民の捜索活動を長期間にわたり実施した。



消防団員による除雪作業
(富山市消防団提供)

5

千葉県北西部を震源とする地震による被害及び消防機関等の対応状況

(1) 災害の概要

ア 地震の概要

令和3年10月7日22時41分、千葉県北西部を震源とするマグニチュード5.9の地震が発生し、埼玉県川口市、宮代町、東京都足立区で最大震度5強を観測した。

イ 被害の状況

この地震により、震度5弱以上を観測した埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県などで転倒等による重傷6人、軽傷43人の人的被害が発生した(令和3年11月26日現在)。

また、エレベーターの閉じ込めによる救助要請(東京消防庁管内で5件)があったほか、鉄道の運転見合わせにより、ターミナル駅において多くの滞留が発生した。

(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア 政府の主な動き

政府においては、地震発生後直ちに官邸対策室を設置した。同日23時03分には、関係省庁の局長等で構成される緊急参集チームによる協議が開始さ

れ、被害情報の収集等を行った。

イ 消防庁の対応

消防庁においては、地震発生後、直ちに消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部を設置(第3次応急体制)し、震度5弱以上を観測した埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に対して、適切な対応及び被害報告について要請するとともに、震度5弱以上を観測した消防本部及び市区町村へ直接問い合わせ、被害状況の早期の把握に努めた。

ウ 被災自治体の対応

地震発生により埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県では、警戒体制等の体制をとり被害情報の収集等を行った。また、千葉県、東京都及び神奈川県では、帰宅困難者のために一時滞在施設を開設するなど、その対応に当たった。

エ 消防機関の活動

被災地の消防本部では、119番通報の入電に対応するとともに、ヘリコプターによる情報収集活動を実施した。

6

東京オリンピック・パラリンピック競技大会における消防特別警戒

(1) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会(以下「東京大会」という。)は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により1年延期となり、東京オリンピック競技大会は令和3年7月23日から8月8日まで、東京パラリンピック競技大会は令和3年8月24日から9月5日までの日程で開催され、開催都市である東京都を含む10都道府県(自転車ロードレースの一部コースとなった山梨県を含む。)において競技が行われた。

東京大会については、世界中から注目を集める国際的規模のスポーツ大会であり、多数の要人の観戦も予想されることから、テロリストの標的となる可能性がある。実際に、過去に開催された同規模のスポーツ大会では、死傷者を伴うテロ事件が複数発生している。

このため、消防として東京大会の円滑な運営及び安全・安心の確保に資するため、テロ災害等に的確に対応するための体制構築を図ることとした。

(2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までの取組

ア セキュリティ対策に関する国の方針

関係府省庁連絡会議の下で開催される「セキュリティ幹事会」（消防庁次長が構成員として参画）において、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略」が決定され、セキュリティ確保のために必要となる基本的な考え方、主な対策等について取りまとめられた。とりわけ、主な対策のうち、緊急事態対処という点については、テロ等が発生した場合に被害を最小化するための被害者の救助、搬送等の検討を進めるとともに、テロ災害等の対処に当たる関係機関の体制及び装備資機材の充実強化を図り、各種事案を想定した共同対処訓練を実施するなど、緊急事態対処能力の強化を図ることが掲げられた。

イ 消防庁の対応

消防庁では、東京大会に向けたNBC等のテロ災害への対応力強化を目的として、大型除染システム搭載車及び化学剤遠隔検知装置の整備や、国民保護事案における国と地方公共団体との共同訓練の実施、ターケット導入に向けた消防職員用の教育カリキュラム等を策定するほか、外国人や障害者の方々への対応として、電話通訳センターを介した三者間同時通訳、Net119緊急通報システム及び多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の積極的な導入促進、外国人のための「救急車利用ガイド」の普及、外国人や障害者の方々を利用する施設における避難誘導等の多言語対応に関する取組促進を図った。

また、平成29年11月には、消防庁次長を会長とし、競技会場を管轄する都道府県、消防本部及び関係機関で構成する「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会消防対策協議会」を設置し、競技実施期間中における警戒体制や、警戒計画及び予防計画の策定など、各種検討を行うための体制を構築した。

オリンピック競技大会は10都道府県42会場、パラリンピック競技大会は4都道府県21会場において競技が行われるため、競技会場ごとに警戒本部及び警戒

部隊を配置する必要がある。また、NBC等のテロ災害に対応するための装備資機材の整備や、当該災害が発生した場合における対応部隊の出場体制についても確保する必要があった。そこで、管轄消防本部のみの消防力では十分な警戒体制を構築することが困難な場合においては、他の消防本部と応援体制を構築するなどして対応することとした。

消防庁では、令和元年12月12日に「消防・救急体制整備費補助金（東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会）交付要綱」を制定し、NBC等のテロ災害に対応するための装備資機材の整備や、応援体制の構築に必要な経費に対して補助金を交付し、関係消防本部に対して財政支援を行った。

こうした取組により、東京大会の開催までに、テロ災害等に的確に対応するための警戒体制を構築することができた。



消防対策協議会の実施状況



札幌ドームにおけるNBC災害対応訓練実施状況

ウ 防火安全対策

各競技会場における警戒体制を構築する一方で、競技会場を含む関連施設への防火安全対策としては、

競技会場等を管轄する消防本部において、各競技会場における競技期間中の防火管理体制や消防訓練の実施状況、消防用設備や危険物施設の特例適用状況について事前調査が実施されたほか、競技会場周辺の旅館やホテル、駅などの競技大会開催に伴い不特定多数の方が利用する施設に対する事前の立入検査、防火指導及び消防法令違反の是正指導が実施された。

（3）消防特別警戒の実施状況

ア 消防庁の体制

令和3年3月25日、福島県でのオリンピック聖火リレーグランドスタートの実施に合わせて、セキュリティ調整センター*11が内閣官房に設置されたことに伴い、消防庁では、「消防庁連絡室」を設置し、消防・救急課長を長とする「第1次応急体制」を整備した。

イ 警戒状況

競技実施期間中においては、各競技会場に現地警戒本部が設置され、関係機関との連携体制が確立されたほか、選手、観客等が急病又は負傷した場合や、災害発生時における対応のため、各競技会場及びその付近に消防部隊が配置された。その部隊及び職員の総数は、オリンピック競技大会では延べ2,760隊、13,521人、パラリンピック競技大会では延べ652隊、3,361人となった。加えて、大規模なNBCテロ災害等が発生した場合に備え、競技会場管轄消防本部を中心に、必要な消防部隊を迅速に出動させるための体制を確保するなど、万全の体制で消防特別警戒を実施した。



札幌大通公園における現地警戒本部設置状況



国立代代木競技場における救急車待機状況

また、消防庁としては、災害発生時、災害状況を早期に把握するとともに、迅速な初動対応につなげるため、各競技会場や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会警備本部等に消防庁職員を派遣するなど、情報連絡体制の強化を図り、対応に当たった。競技会場等へ派遣した消防庁職員の総数は、オリンピック競技大会では延べ348人、パラリンピック競技大会では延べ118人となった。



宮城スタジアムへの消防庁職員派遣状況

競技実施期間中、開閉会式をはじめほとんどの競技が無観客での実施となったこともあり、テロ災害や多数の傷病者が発生するといった大きな事故等はなく、選手や競技大会関係者の救急搬送といった事案は一定程度発生したものの、各消防本部による迅速かつ適切な対応が実施され、結果、競技大会における消防の任務は完遂された。

*11 セキュリティ調整センター：東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の下に置かれたセキュリティ幹事会の決定により、東京大会における政府のセキュリティ対策の中心として関係機関内の迅速・円滑な情報共有や活動調整を実施するため内閣官房に設置された組織。